

平瀬浄水場運転管理等業務委託  
要求水準書

平成30年7月

甲府市上下水道局

## 目 次

### 第1章 総則

|     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第1条 | 目 的        | 1 |
| 第2条 | 適 用        | 1 |
| 第3条 | 業務の履行      | 1 |
| 第4条 | 履行場所及び対象施設 | 1 |
| 第5条 | 委託の期間      | 1 |
| 第6条 | 業務の引継      | 2 |
| 第7条 | 業務の範囲      | 2 |
| 第8条 | 業務の体制      | 2 |
| 第9条 | 受託者の責務     | 2 |

### 第2章 業務管理

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 第10条 | 従事者        | 3 |
| 第11条 | 従事者の届出     | 3 |
| 第12条 | 総括責任者      | 3 |
| 第13条 | 総括責任者の職務   | 3 |
| 第14条 | 副総括責任者     | 4 |
| 第15条 | 安全衛生管理     | 4 |
| 第16条 | 教育及び訓練     | 4 |
| 第17条 | 業務の一部再委託   | 5 |
| 第18条 | 危機管理対応及び体制 | 5 |
| 第19条 | 環境への取り組み   | 5 |
| 第20条 | 関係法令等の遵守   | 6 |
| 第21条 | 施設等の点検及び整備 | 6 |
| 第22条 | 簡易な修繕      | 6 |
| 第23条 | 修繕業務       | 6 |

### 第3章 委託業務の内容及び水準

|      |           |    |
|------|-----------|----|
| 第24条 | 委託業務の内容   | 7  |
| 第25条 | 業務要求水準    | 8  |
| 第26条 | 施設の監視及び制御 | 10 |
| 第27条 | 薬品等の調達基準  | 10 |
| 第28条 | 薬品の精算基準   | 11 |

### 第4章 業務書類等及び検査

|      |        |    |
|------|--------|----|
| 第29条 | 提出書類   | 12 |
| 第30条 | 業務関係書類 | 12 |

|         |                            |    |
|---------|----------------------------|----|
| 第31条    | 業務履行計画書                    | 12 |
| 第32条    | 業務履行報告書                    | 13 |
| 第33条    | 委託業務履行検査                   | 14 |
| 第34条    | 業務要求水準の未達                  | 14 |
| 第5章 その他 |                            |    |
| 第35条    | 責任分担                       | 14 |
| 第36条    | 火災・盗難の防止                   | 15 |
| 第37条    | 経費の負担                      | 15 |
| 第38条    | 損害賠償                       | 15 |
| 第39条    | 完成図書等の貸与                   | 16 |
| 第40条    | 施設等の使用                     | 16 |
| 第41条    | 技術レベル向上の取り組み               | 16 |
| 第42条    | 車両の運行                      | 16 |
| 第43条    | 雑則                         | 17 |
| 第44条    | 疑義                         | 17 |
| 別表関係    |                            |    |
| 別表1     | (第4条関係) 主要な施設概要            | 18 |
| 別表2     | (第24条関係) 各浄水場施設能力及び運転管理指標値 | 22 |
| 別表3     | (第24条関係) 水質計器類             | 23 |

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 平瀬浄水場運転管理等業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、甲府市上下水道局（以下「委託者」という。）が管理する平瀬浄水場、昭和浄水場及び配水池等（以下「浄水場等」という。）の運転管理等（以下「本業務」という。）を実施する上で業務の水準を定めることを目的とする。

### (適 用)

第2条 業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、本要求水準書に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、本要求水準書に定める事項を満たす範囲において、本業務に関して提案することができる。
- 3 提案された事項やその他の事項においては、委託者と受託者が協議の上、その内容を業務の履行に十分反映できるものとする。

### (業務の履行)

第3条 受託者は、平瀬浄水場運転管理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）、本要求水準書、特記仕様書及びその他の関係書類に基づき、施設及び設備等を適切に運転維持管理し、安全で安定的な水道水の供給に努めるものとする。

- 2 業務を包括的に実施するにあたり十分な維持管理体制を整えるため、業務従事者に必要な資格者を配置するものとする。
- 3 本業務が長期にわたり継続することから、技術力及び経験を十分に活かし、様々な取り組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るように努めるものとする。
- 4 本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。

### (履行場所及び対象施設)

第4条 業務の履行場所及び業務対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 履行場所は、甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場外とする。
- (2) 対象施設は、平瀬浄水場及び別表1「主要な施設概要」に掲げる施設とする。施設および設備の詳細については、上下水道事業年報を参照すること。

### (委託の期間)

第5条 業務の委託期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、

24時間終日とする。

(業務の引継)

第6条 業務の引継期間は、2ヶ月間以上とする。ただし、その引継期間に係る費用については、すべて受託者の負担とする。

2 受託者は、本業務開始前に従事者に対して委託者が行う技術指導を受けさせること。

3 受託者は契約期間を満了するとき、または契約を解除されたときは、速やかに業務に関する一切の事務を委託者または委託者が指定するものに対して引き継がなければならない。

(業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、次のとおりとする。なお、詳細については、第24条の規定によるものとする。

- (1) 浄水場等の運転操作及び監視業務
- (2) 浄水場等の水質管理業務
- (3) 浄水場等の保守点検業務
- (4) 浄水場等の維持管理業務
- (5) 薬品等の調達及び管理業務
- (6) 緊急時(災害・停電・水質異常等)の対応
- (7) その他の附帯業務

(業務の体制)

第8条 前条で定める業務の体制は、通年において必要な人員を配置し、施設の運転管理等を実施するものとする。

(受託者の責務)

第9条 受託者は次の事項を十分に理解し、業務を履行しなければならない。

- (1) 本業務に係る関係法令等を遵守し、責任をもって業務にあたること。
- (2) 浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を把握し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- (3) 台風、大雨、地震、落雷、濁水等の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、委託者との連携を常に図り、迅速かつ的確にこれに対処できる体制を整えること。

## 第2章 業務管理

### (従事者)

第10条 受託者は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）のうち、国内の上水道の用水に供給する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、運転管理業務の実務経験を1年以上有する者を、3分の1以上配置させなければならない。なお、従事者を変更する場合も同様とする。

- 2 受託者は、本業務の遂行において、関係法令の定めのある業務については有資格者以外の者を従事させてはならない。
- 3 受託者は、従事者の規律、衛生、風紀および身元の保持に関し、一切の責任を負うものとする。
- 4 受託者は、従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、胸に名札を着用させること。

### (従事者の届出)

第11条 受託者は、委託者に、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した従事者選任届を提出しなければならない。また、変更ある場合も同様とする。

- 2 受託者は、従事者選任届に記載がない者を浄水場等施設内に入場させる場合は、事前に委託者の承認を得なければならない。
- 3 委託者は、従事者が業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、受託者と協議の上、当該従事者の変更を命ずることができる。

### (総括責任者)

第12条 受託者は、従事者のうち1名を総括責任者として選任し、委託者に総括責任者選任届を提出しなければならない。なお、総括責任者が変更となる場合も同様とする。

2 総括責任者は、上水道の用水に供給する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、運転管理業務の実務経験を2年以上有する者とし、次のいずれかの資格を有しなければならない。

- (1) 水道技術管理者
- (2) 水道（浄水）施設管理技士1級又は2級

### (総括責任者の職務)

第13条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務を統括する責任者として、全ての従事者の指揮監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。

- (2) 契約書、本要求水準書、特記仕様書及びその他関係書類に基づき、業務の目的、内容を十分に理解し、施設の機能を把握し、委託者と密接に連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 浄水場等の設備及び管理状況を常に的確に掌握し、日常から緊急時に対処できる体制を構築しておくこと。

#### (副総括責任者)

第14条 受託者は、従事者のうち1名以上を副総括責任者として選任し、委託者に副総括責任者選任届を提出しなければならない。副総括責任者は、総括責任者の補佐及び代行として、水道施設の管理に関する高度な知識と技術力を有し、各業務の責任者として適切な業務遂行ができる者でなければならない。

2 副総括責任者は、上水道の用水に供給する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場に限る。）で、運転管理業務の実務経験を1年以上有する者とする。

#### (安全衛生管理)

第15条 受託者は、労働安全衛生法の規定により、従事者に対して、定期又は臨時の健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めなければならない。

2 受託者は、従事者に対し、委託業務開始前までに水道法（昭和32年法律第177号。その後の改正含む。）第21条に基づく健康診断（以下「当該健康診断」という。）を行い、その結果を委託者に提出しなければならない。

また、受託者は、委託期間中に、従事者に当該健康診断を実施し、その結果を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、当該健康診断の結果、陽性であった従事者を、従事させてはならない。

4 受託者は、従事者がインフルエンザ等の感染症であると診断された場合、委託者にその旨を報告するとともに、当該従事者を従事させてはならない。

5 受託者は、災害防止関係法令等の定めるところにより、常に安全衛生管理全般に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

6 受託者は、本業務を履行するにあたり、法令等に基づいて安全管理に関する事項を定め、作業の安全確保を図らなければならない。

#### (教育及び訓練)

第16条 受託者は、従事者に対して、浄水場等の保全・保安に関し、次のとおり必要な知識及び機能に関する教育を年1回以上実施しなければならない。

(1) 運転操作及び監視

- (2) 水質管理
- (3) 保守点検
- (4) 緊急時の対応

2 受託者は、委託者が実施する次の訓練に従事者を参加させるものとする。

- (1) 異臭発生に伴う活性炭注入訓練
- (2) 臭気試験訓練
- (3) 薬品注入訓練
- (4) 油除去訓練
- (5) 防火訓練

(業務の一部再委託)

第17条 受託者は、その業務の全部又は一部を他者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、受託者が提出した業務一部再委託申請書に基づき、委託者が承認した場合は、この限りでない。なお、一部再委託が認められた場合、受託者は一部再委託業務の遂行にあたり、その工程管理や業務実施確認を行う等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

2 委託者は受託者が本業務の一部を再委託することにより、再委託業務の確実な履行が見込めないと認めるときには、承諾しないことができる。

(危機管理対応及び体制)

第18条 受託者は、台風、大雨、地震、渇水、停電、水質異常、火災及び施設事故等の緊急事態に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

2 緊急事態が発生した場合は、委託者に連絡するとともに、総括責任者及び必要な人数の従事者が、平瀬浄水場に集合し、必要な初期対応を行い速やかに原因、状況、経過および講じた措置や対応について報告しなければならない。

3 甲府市及びその周辺において、大規模な災害等が発生した場合、受託者は支援体制を速やかに構築するとともに、その支援内容を委託者に提出しなければならない。

なお、受託者は、緊急事態の発生に備えて、甲府市内に営業所を構えるものとする。

(環境への取り組み)

第19条 受託者は、業務の遂行にあたり、環境基準等に準じて業務を行うものとし、特に、次の事項について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取り組み
- (2) 浄水場等の省エネルギー化及び低コスト化に関する取り組み

(関係法令等の遵守)

第20条 受託者は、業務の遂行にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (11) 個人情報保護に関する法律
- (12) 甲府市契約規則
- (13) その他本契約の履行に係る法律等

(施設等の点検及び整備)

第21条 受託者は、施設の性能を十分に発揮させるため、特記仕様書等に基づき各施設等の点検及び整備を行うものとする。

- 2 日常点検は、各施設を巡回し、異音、振動、臭い、温度、油漏れ等の有無及び各種計測機器（電流計、圧力計、流量計、水質安全モニタ等）の指針値などを確認し、異常が認められた場合は、必要な措置を講ずるとともに、委託者に報告するものとする。
- 3 定期巡視点検は、各設備及び機器の特記仕様書に示す点検を行うものとする。
- 4 前項の点検については、関係法令等を遵守しつつ実施するものとする。

(簡易な修繕)

第22条 受託者は、浄水場等の巡回点検や保守点検により発見した不良箇所又は破損箇所を、ただちに委託者に報告するとともに応急措置を施し、応急措置の内容を記した書類を委託者に提出すること。

- 2 施設及び設備に対する簡易な修繕については、受託者の負担とする。

(修繕業務)

第23条 受託者は、前条に規定する簡易な修繕では、修復が困難なものについては、次のとおり修繕業務を行うものとする。

- (1) 修繕額が1件あたり50万円以下のときは、事前に修繕内容を委託者に相談し、委

託者の承諾を得た後に受託者が実施する。

(2) 修繕額が1件あたり50万円を超えるときは、委託者が実施する。

2 受託者が行う修繕業務は、年度額600万円を上限額とする。なお、当該年度の上限額を下回るときは、年度ごとに減額精算を行うものとする。

### 第3章 委託業務の内容及び水準

(委託業務の内容)

#### 第24条 浄水場等の運転操作及び監視業務

(1) 運転操作及び監視業務 (別表2「各浄水場施設能力及び運転管理指標値」参照)

(2) 浄水場等の遠方監視装置・ITV装置による監視

(3) 平瀬浄水場等の機器運転操作、機器切替

(4) 各種データの記録・整理

(5) 停電時の対応

(6) 浄水場等の巡回点検

(7) 薬品の注入率管理

#### 2 浄水場等の水質管理業務

(1) 日常の業務

① 水処理状況確認業務

受託者は、特記仕様書に示す項目等について記録し、浄水処理が適切に行われているか確認しなければならない。

② 薬品注入管理業務

受託者は、原水水質に応じた適切な浄水処理を行うため、ジャーテストを実施し薬品注入率の適正化を図ること。

③ 水質検査業務

受託者は、以下に示す機器を整備し、水質検査業務を実施すること。

| 機器名  | 仕様  |
|------|---|
| 色濁度計 | 色度<br>・小数点第2位まで測定が可能であること<br>・測定レンジ0.2～30度を満たすもの<br>濁度<br>・小数点第3位まで測定が可能であること<br>・測定レンジ0.02～20度を満たすもの |

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
|           | 検量線設定が可能であること               |
| デジタル残留塩素計 | D P D 法                     |
| p H 計     | 小数点 1 桁まで測定が可能であること         |
| 導電率計      | 1 $\mu$ S / cm まで測定が可能であること |

④ 水質計器の点検等（別表 4 「水質計器類」参照）

受託者は、水質計器の点検等を実施し、水質管理に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

⑤ 臭気の確認

⑥ 水質安全モニタの保守点検

⑦ 検査結果等の記録及び報告

受託者は、委託者が策定している「水安全計画」に定める管理基準設定値を浄水水質が満たさない、又はそのおそれがあると思われる場合は、当該設定値を満たすよう速やかに対策を講じるとともに、委託者にその状況を報告しなければならない。

(2) 水質異常時の業務

① 臨時水質検査

② 緊急対応

3 浄水場等の保守点検業務

(1) 浄水場等の機械及び電気設備の日常点検、建物の保全及び管理

4 浄水場等の維持管理業務

(1) 浄水場等の清掃等

(2) 浄水場等の環境整備

5 薬品等の調達及び管理業務

(1) 薬品の調達管理

(2) 薬品費の清算基準

(3) 水道用薬品の品質検査

6 緊急時（災害・停電・水質異常等）の対応

(1) 台風、大雨、地震、濁水、停電、及び水質異常等の発生時の対応

(2) 緊急的な施設事故（施設の損壊、設備の損壊、機器の異常等）発生時の対応

(3) 粉末活性炭の運搬及び注入

7 その他の附帯業務

(1) 甲府市及び甲府市上下水道局が行う催事への協力

(2) 平瀬浄水場の施設見学者の受付及び説明

(業務要求水準)

第25条 受託者は、前条で定める委託業務の内容について満たすべき要件を、次のとおり定めるものとする。なお、その具体的な手法に係る提案については、業務履行計画書に記載し、委託者の承認を得るものとする。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄水場等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行の業務水準を維持することはもとより、一層の業務水準の向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制を構築すること。

(2) 施設の運転管理及びその他関連業務

① 水質管理の水準

受託者は、原水水質の変化に適切に対応するため、浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、随時ジャーテストを行って最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。なお、水質管理に関する要求水準は、次のとおりとする。

【平瀬系】

|            |                   |
|------------|-------------------|
| ろ過水濁度      | 0.1度以下            |
| 浄水水素イオン濃度  | 6.5～8.0           |
| 浄水遊離残留塩素濃度 | 0.4mg/l ～ 0.8mg/l |

【昭和系】

|              |             |
|--------------|-------------|
| ポンプ井遊離残留塩素濃度 | 0.30mg/l 以上 |
|--------------|-------------|

【中道系】

|              |             |
|--------------|-------------|
| 管末給水遊離残留塩素濃度 | 0.1 mg/l 以上 |
|--------------|-------------|

② 水圧管理の水準

受託者は、管末で減圧給水とならないように浄水場等の配水圧力を適切に管理すること。なお、昭和浄水場配水圧力及び末端給水圧力は、次のとおりとする。

| 項 目                  | 水 準          |
|----------------------|--------------|
| 昭和浄水場配水圧力            | 目標設定値 360kPa |
| 昭和浄水場末端給水圧力（甲府市向町）   | 目標設定値 280kPa |
| 昭和浄水場末端給水圧力（甲府市西下条町） | 目標設定値 350kPa |
| 昭和浄水場末端給水圧力（中央市玉穂地区） | 目標設定値 350kPa |

③ 水量管理の水準

受託者は、配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行うこと。なお、水量管理に関する要

求水準は、次のとおりとする。

○取水量は、下記の範囲内で行うこと。

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 平瀬浄水場 | (最大取水量) | 126,400 m <sup>3</sup> /日 (1.463 m <sup>3</sup> /秒) |
| 昭和浄水場 | (最大取水量) | 60,000 m <sup>3</sup> /日                            |

④ 電力の管理

受託者は、浄水場等に必要な電力の管理を行うことから、効率的な運転及び省エネルギー化に努めること。

⑤ 通信の管理

受託者は、電話回線等の運転管理に必要な通信の管理を行うことから、浄水場等の施設や回線等に異常が発生した場合は、速やかに委託者に原因を報告すること。

(施設の監視及び制御)

第26条 受託者は、監視及び制御により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行うものとする。

2 監視及び制御は、次のとおりとする。

- (1) 受変電設備及びデマンドの監視
- (2) 取水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量等の監視及び制御
- (3) 取水設備の監視及び制御
- (4) 浄水場等の各池の水位及び流量等の監視及び制御
- (5) 浄水場等のポンプ施設の流量等の監視及び制御
- (6) 沈澱池、急速ろ過池の運転監視及び制御
- (7) 濁度、色度、pH値、残留塩素等水質の監視
- (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
- (9) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録及び制御

3 受託者は、日常点検の各種データの記録・整理とともに、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについて記録・整理し、委託者に速やかに報告しなければならない。

(薬品等の調達基準)

第27条 受託者は、水道用薬品として、次の薬品（水質測定用の試薬類を含む。）を調達及び管理しなければならない。また、安全モニタの生物膜、試薬、交換部品等の調達及び管理も受託者が行うものとする。

2 水道用薬品の規格は常にJWWA規格の最新版に適合するものとし、安全モニタの生物膜、試薬、交換部品等は使用機器の純正品とすること。

| 薬品名                         | 規格等  |
|-----------------------------|--|
| ポリ塩化アルミニウム                  | 「JWWA K154」の最新版に適合しているもの   |
| 次亜塩素酸ナトリウム<br>(高品質品) 7月～9月  | 「JWWA K120」の最新版に適合しており、次の品質を有しているもの<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・比重(温度 20℃) : 1.16 以下</li> <li>・pH 値 : 12.5</li> <li>・有効塩素濃度 : 12.0%以上</li> <li>・塩化ナトリウム : 1.0%以下</li> </ul> |
| 次亜塩素酸ナトリウム<br>(通常品) 上記以外の期間 | 「JWWA K120」の最新版に適合しており、次の品質を有しているもの<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・比重(温度 20℃) : 1.16 以下</li> <li>・pH 値 : 12.5</li> <li>・有効塩素濃度 : 12.0%以上</li> <li>・塩化ナトリウム : 1.0%以下</li> </ul> |
| 原 塩                         | 原塩の純度として、塩化ナトリウムが 95%以上のもの   |

(薬品の精算基準)

第28条 受託者は、調達した薬品の単価および使用量の変動に応じて、委託者と受託者が協議の上、年度ごとに精算を行うものとする。精算方法については、次のとおりとする。

(1) 薬品単価の変動による精算基準

「消費者物価指数(総務省統計局)第1表 中分類指数(全国)光熱・水道」の変動率が年間で±1%を超える分について精算する。

(2) 薬品使用量の変動による精算基準

薬品使用量は、過去5年間の使用量の年平均値を基準とし、その±5%を超える分について精算する。

| 薬品名              | 過去5年間の使用量の年平均値 |
|------------------|----------------|
| ポリ塩化アルミニウム       | 681,698kg      |
| 次亜塩素酸ナトリウム(高品質品) | 9,734kg        |
| 次亜塩素酸ナトリウム(通常品)  | 21,520kg       |
| 原塩               | 103,715kg      |

## 第4章 業務書類等及び検査

### (提出書類)

第29条 受託者は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 着手届（当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）
  - (2) 総括責任者選任届（準備期間終了月の20日までに提出）
  - (3) 副総括責任者選任届（準備期間終了月の20日までに提出）
  - (4) 業務従事者選任届（準備期間終了月の20日までに提出）
  - (5) 業務履行計画書（準備期間終了月の20日までに提出）
  - (6) 業務組織体制表（業務、危機管理、安全衛生管理、緊急連絡など）（準備期間終了月の20日までに提出）
  - (7) 年間業務実施計画書（当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）
  - (8) 保守点検年間計画及び実績表（当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）
  - (9) その他必要な書類
- 3 年間業務履行報告書（当該年度分は翌年度の4月10日まで、最終年度は最終月の末日に提出）
- 4 月間業務実施計画書（前月の20日までに提出）
- 5 月間業務履行報告書（翌月の10日まで、最終年度は最終月の末日に提出）
- 6 その他必要な書類

### (業務関係書類)

第30条 受託者は、日報等の業務関係書類を作成し、遅滞なく委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、運転の変更、故障・警報の発生等、浄水場等の運転管理に必要な事項を日報等に記録すること。
- 3 受託者は、業務関係書類の内容を委託者に提出後変更する場合には、速やかにその旨を報告しなければならない。

### (業務履行計画書)

第31条 受託者は、次の事項について記載した業務履行計画書を契約後速やかに作成し、

提出しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。  
本業務の概要、履行方針、運営方針など
- (2) 業務管理体制に関すること。  
勤務体制、協力支援体制、危機管理体制、緊急連絡体制など
- (3) 安全衛生管理に関すること  
安全衛生管理体制、安全衛生管理対策、教育・訓練体制など
- (4) 業務実施に関すること  
業務実施計画、業務実施方法など
- (5) その他必要事項  
受託者および委託者が必要とする事項について記載する。

(業務履行報告書)

第32条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は、次のとおり報告しなければならない。

- (1) 月間業務履行報告書（業務完了月ごとに次のものを提出する。）
  - ① 月間業務完了届
  - ② 月間業務完了報告書
    - ア 月間業務所見
    - イ 月間運転管理データ
    - ウ 月間水質管理データ
    - エ 月間業務実績報告書
  - ③ 保守点検年間計画及び実績表
  - ④ その他業務検査に必要な書類
- (2) 年間業務履行報告書
  - ① 年間業務完了届
  - ② 年間業務完了報告書
    - ア 年間業務所見
    - イ 年間運転管理データ
    - ウ 年間水質管理データ
    - エ 年間業務実績報告書
    - オ 薬品管理報告書
    - カ 保全管理年間実績報告書
  - ③ 保守点検年間計画及び実績表
  - ④ その他業務検査に必要な書類

(委託業務履行検査)

第33条 受託者は、月間及び年間業務の履行が完了したときは、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査（月間モニタリング）

- ① 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出された日から10日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- ② 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ③ 検査に際しては、受託者が提出した月間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。
- ④ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

(2) 年間業務完了検査（委託業務履行検査）

- ① 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出された日から10日以内に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- ② 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ③ 検査に際しては、受託者が提出した当該年度の年間業務実施計画書に基づく業務報告書の内容について、照合・確認を行うものとする。
- ④ 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改善し、再検査を受けるものとする。

2 委託者は、受託者に事前に通知することなく、現地調査の実施や確認を行うことがある。その際、受託者は必要に応じて立ち会うほか、本業務の実施状況を説明するとともに、関係書類の提出についても協力しなければならない。

3 委託者は、本業務に不適切なものがあつた場合、文書等により改善をもとめることができる。

(業務要求水準の未達)

第34条 受託者は、業務要求水準を満たすことができなくなった場合、速やかに委託者に報告するものとする。

2 受託者は、業務要求水準を満たすことができなくなった場合、その原因を究明し、業務要求水準を満たすことができるように適切な措置を講じ、状況を改善するものとする。

## 第5章 その他

(責任分担)

第35条 契約期間中に受託者により生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による

水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決をすることとする。ただし、天災等に起因する場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、リスクに対応するため、必要な保険に加入するものとし、受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

#### (火災・盗難の防止)

第36条 受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、火気の取扱いおよび後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、浄水場等で油類を使用する場合、漏洩防止のための十分な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、設備機器、備品、工具等の盗難および浄水場等への不法侵入を防止するため、十分な監視および施錠の徹底に努めなければならない。

#### (経費の負担)

第37条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自ら業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。ただし、次の(1)から(5)について、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務用品
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品
- (3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品
- (4) 設備点検・修繕に係る点検工具、測定機器、懐中電灯等の工具
- (5) 清掃時に使用する消火栓器具及び清掃器具・消耗品
- (6) 点検・巡回用車両及び車両維持管理に係る費用
- (7) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (8) 電話・ファックス・インターネット等の設置工事費及び維持費
- (9) 各種保険の加入に係る経費

#### (損害賠償)

第38条 受託者は、本業務の実施にあたり、既存の設備機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。万一、損傷等を与えた場合、委託者に速やかに報告し、協議のうえ、受託者の責任において復旧しなければならない。

- 2 受託者は、本業務の履行に伴い、委託者又は第三者に対して損害を与えた場合、その費用を負担しなければならない。

(完成図書等の貸与)

第39条 受託者が業務上必要とする設計図書および完成図書等は、委託者が貸与するものとする。

- 2 受託者は、貸与品について台帳等を作成するとともに、その保管状況を常に把握し、受託者の責により毀損、盗難、紛失等があった場合には、委託者に報告し、受託者が費用を負担して弁償しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品について責任を持って保管し、委託者の許可なくそれらを外部に持ち出してはならない。なお、貸与品に関わる消耗品や燃料等については、委託者がその負担を認めたものを除き、受託者の負担とする。

(施設等の使用)

第40条 委託者は、平瀬浄水場施設内の一部を事務室等として受託者に貸与するものとする。また、使用期間中に受託者の責で汚損等があった場合や変更した場合は、受託者の負担で原状復帰することとする。

- 2 受託者は、貸与された事務室等の整理整頓と節電に努めなければならない。また、不要な物品等の持ち込み、委託者の承諾なく委託者の所有物の場外への持ち出しは禁止する。
- 3 受託者は、業務遂行上立ち入る必要がある施設以外の場所に許可なく立ち入ってはならない。

(技術レベル向上の取り組み)

第41条 受託者は、浄水場等の管理において、従事者の育成を図り、技術レベルが向上するように努めなければならない。

- 2 受託者は、技術研修の実施や資格取得の推進を図り、従事者の技術レベルが向上するように努めなければならない。
- 3 受託者は、本業務について、必要な手引き書を作成しなければならない。また、作成した手引き書は、委託者の承認を受けなければならない。

(車両の運行)

第42条 受託者は、場内及び場外において本業務を遂行する際、必要に応じて車両を使用できる。なお、当該車両には受託者名を表記し、その作業内容、作業場所、運行時間等を記録し、委託者が要求した場合は速やかに報告すること。

- 2 受託者の運転中に起きた車両事故については、受託者が一切の責任を負わなければならない。

3 車両は薬品等の運搬ができるものの他、必要に応じて車両の種類及び台数を変更できる。なお、変更時は委託者に報告すること。

(雑 則)

第43条 受託者は、本要求水準書に明記されていない事項であっても、運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

2 受託者は、本業務に係る資料の提出及び会議等を委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

3 受託者は、本業務に関わる事項について、打ち合わせ等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理・作成し、委託者の承認を受けるとともに、その内容について本業務の仕様に反映することとする。

(疑 義)

第44条 本要求水準書に疑義が生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、別に定めるものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

## 主要な施設概要

| 系統          | 施設名称            | 所在地             | 業務概要                           |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 平瀬          | 平瀬浄水場           | 甲府市平瀬町 437-3    | 運転操作・監視、保守点検、修繕、水質管理、薬品調達、環境整備 |
|             | 平瀬取水口           | 甲府市平瀬町 1052     | 運転操作・監視、保守点検、修繕<br>環境整備        |
|             | 平瀬沈砂池           | 甲府市平瀬町 724-1    | 運転操作・監視、保守点検、修繕<br>環境整備        |
|             | 片山隧道上口          | 甲府市平瀬町 2091     | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 上野配水池           | 甲府市平瀬町 2936-4   | 監視、保守点検、修繕、環境整備                |
|             | 羽黒配水池           | 甲府市羽黒町 1725-1   | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 湯村山隧道配水池        | 甲府市湯村三丁目 577-2  | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 山宮減圧槽           | 甲府市山宮町 3352-4   | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 高区西配水池          | 甲斐市大久保 1305     | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 敷島団地ポンプ場        | 甲斐市大久保 111      | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 敷島配水塔           | 甲斐市大久保 1400-99  | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 山宮第 1 ポンプ場      | 甲府市山宮町 327      | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 山宮第 1 配水池       | 甲府市山宮町 3385-2   | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 山宮第 2 配水池       | 甲府市山宮町 3371-380 | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 高区配水池           | 甲府市和田町 2951     | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 和田減圧弁室          | 甲府市和田町 3013-32  | 運転操作・監視、保守点検、修繕                |
|             | 岩窪ポンプ場          | 甲府市岩窪町 456-3    | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 岩窪配水池           | 甲府市古府中町 5088-20 | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 和田ポンプ場          | 甲府市小松町 3003-221 | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 和田配水池           | 甲府市小松町 3003-220 | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 相川第 1 ポンプ場      | 甲府市古府中町 1332-2  | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 相川第 1 配水池       | 甲府市下積翠寺町 12202  | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 相川第 2 配水池       | 甲府市下積翠寺町 113-2  | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 相川第 3 配水池       | 甲府市上積翠寺町 934-1  | 監視、保守点検、修繕、薬品調達                |
|             | 相川第 4 配水池       | 甲府市上積翠寺町 1500   | 監視、保守点検、修繕                     |
|             | 相川第 5 配水池       | 甲府市塚原町 1204-3   | 監視、保守点検、修繕                     |
| 中区配水池       | 甲府市愛宕町 237      | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |                                |
| 善光寺第 1 ポンプ場 | 甲府市善光寺 2953     | 監視、保守点検、修繕、薬品調達 |                                |
| 善光寺第 1 配水池  | 甲府市善光寺町 3133-95 | 監視、保守点検、修繕      |                                |

|          |                      |                  |                   |
|----------|----------------------|------------------|-------------------|
| 平瀬       | 善光寺第2配水池             | 甲府市善光寺町 3255-1   | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 東光寺第1ポンプ場            | 甲府市東光寺町 1977-1   | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 東光寺第2ポンプ場            | 甲府市東光寺町 2003-29  | 監視、保守点検、修繕、薬品調達   |
|          | 東光寺配水池               | 甲府市東光寺町 955-286  | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 東光寺減圧槽               | 甲府市東光寺町 2057-17  | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 三ツ石第1ポンプ場            | 甲府市桜井町 953-3     | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 三ツ石第2ポンプ場            | 甲府市桜井町 1062-1    | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 三ツ石第3ポンプ場            | 甲府市桜井町 1062      | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 三ツ石第4ポンプ場            | 甲府市横根町 1182-164  | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 三ツ石第1配水池             | 甲府市横根町 1182-300  | 監視、保守点検、修繕、薬品調達   |
|          | 三ツ石第2配水池             | 甲府市横根町 1182-415  | 監視、保守点検、修繕、薬品調達   |
|          | 三ツ石第3配水池             | 甲府市横根町 1182-580  | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第1ポンプ場            | 甲府市羽黒町 1625-1    | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第2ポンプ場            | 甲府市山宮町 3371      | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第3ポンプ場            | 甲府市羽黒町 1748-1    | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第4ポンプ場            | 甲府市下帯那町 1925     | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第5ポンプ場            | 甲府市上帯那町 532-1    | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第7ポンプ場            | 甲府市上帯那町 1087-2   | 監視、保守点検、修繕、薬品調達   |
|          | 千代田第1配水池             | 甲府市下帯那町 1353-203 | 監視、保守点検、修繕        |
|          | 千代田第2配水池             | 甲府市下帯那町 3401-12  | 監視、保守点検、修繕、薬品調達   |
|          | 千代田第3配水池<br>(第6ポンプ場) | 甲府市上帯那町 2742-4   | 監視、保守点検、修繕        |
| 千代田第4配水池 | 甲府市上帯那町 2546         | 監視、保守点検、修繕       |                   |
| 千代田第5配水池 | 甲府市上帯那町 2526-2       | 監視、保守点検、修繕       |                   |
| 荒川上流濁度計  | 甲府市猪狩町 1074          | 監視、修繕            |                   |
| 昭和       | 昭和浄水場                | 昭和町西条 1413       | 運転操作・監視、水質管理、薬品調達 |
|          | 昭和北方水源地              | 昭和町西条 2387       | 運転操作・監視、保守点検、修繕   |
|          | 取水井1号                | 昭和町西条 1413       | 運転操作・監視、保守点検、修繕   |
|          | 取水井2号                | 〃                | 運転操作・監視、保守点検、修繕   |
|          | 取水井3号                | 〃                | 運転操作・監視、保守点検、修繕   |
|          | 取水井4号                | 〃                | 運転操作・監視、保守点検、修繕   |
|          | 取水井5号                | 昭和町西条 1843-6     | 運転操作・監視、保守点検、修繕   |

|           |             |              |                 |
|-----------|-------------|--------------|-----------------|
| 昭和        | 取水井 6 号     | 昭和町西条 2387   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 7 号     | 〃            | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 8 号     | 昭和町西条 2387   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 9 号     | 〃            | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 10 号    | 昭和町西条 1936   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 11 号    | 昭和町西条 2387   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 12 号    | 昭和町西条 1765   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 13 号    | 昭和町西条 2575-5 | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 14 号    | 昭和町西条新田 650  | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 15 号    | 昭和町西条新田 293  | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 16 号    | 昭和町河東中島 17   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 18 号    | 昭和町河東中島 725  | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 19 号    | 昭和町築地新居 25   | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 20 号    | 昭和町飯喰 408    | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 取水井 21 号    | 昭和町飯喰 188-1  | 運転操作・監視、保守点検、修繕 |
|           | 玉穂 TM       | 玉穂町一町畑 1189  | 監視、保守点検、修繕      |
|           | 向町 TM       | 甲府市向町 568    | 監視、保守点検、修繕      |
|           | 西下条 TM      | 甲府市西下条 1020  | 監視、保守点検、修繕      |
|           | 補償井 22 号    | 昭和町築地荒井 1    | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 23 号    | 昭和町西条二区 951  | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 25 号    | 昭和町飯喰 1333-2 | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 26 号    | 昭和町築地新居 129  | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 27 号    | 昭和町押越 37-1   | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 28 号    | 昭和町河西 1138   | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 29 号    | 昭和町飯喰 1254-1 | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 30 号    | 昭和町築地新居 300  | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 31 号    | 昭和町飯喰 960    | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 32 号    | 昭和町河西 56     | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 34 号    | 昭和町飯喰 812    | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 35 号    | 昭和町河東中島 1597 | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 36 号    | 昭和町河東中島 639  | 保守点検、修繕         |
|           | 補償井 37 号    | 昭和町押越 1675   | 保守点検、修繕         |
| 補償井 38 号  | 昭和町押越 906   | 保守点検、修繕      |                 |
| 築地補償井 1 号 | 昭和町築地新居 600 | 保守点検、修繕      |                 |

|          |                  |                    |                 |
|----------|------------------|--------------------|-----------------|
|          | 築地補償井 2 号        | 昭和町築地新居 1010       | 保守点検、修繕         |
|          | 築地補償井 3 号        | 昭和町築地新居 597        | 保守点検、修繕         |
| 玉穂       | 補償施設 1 号         | 玉穂町若宮 1-1          | 修繕              |
|          | 補償施設 2 号         | 昭和町上河東字横田<br>824-4 | 修繕              |
|          | 補償施設 3 号         | 玉穂町上三条 870-1       | 修繕              |
|          | 補償施設 4 号         | 玉穂町井之口 1427-3      | 修繕              |
|          | 補償施設 5 号         | 玉穂町若宮 54-3         | 修繕              |
|          | 補償施設 6 号         | 玉穂町下河東扇田 847       | 修繕              |
|          | 補償施設 7 号         | 玉穂町成島 800-1        | 修繕              |
|          | 補償施設 8 号         | 玉穂町乙黒 234-1        | 修繕              |
|          | 補償施設 9 号         | 玉穂町乙黒 328-1        | 修繕              |
|          | 補償施設 1 1 号       | 玉穂町極楽寺 805         | 修繕              |
|          | 補償施設 1 2 号       | 玉穂町極楽寺 1113-1      | 修繕              |
| 中道       | 北部第 1 配水池        | 上曾根町 1007-2        | 監視、保守点検、修繕、薬品調達 |
|          | 北部第 2 配水池        | 上曾根町 2595-1        | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 北部第 3 配水池        | 下向山町 1431-1、1525   | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 北部第 2 送水池        | 下曾根町 1441-3        | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 北部第 1 水源         | 白井町 899-1          | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 北部第 2 水源         | 白井町 707-2          | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 東部第 1 配水池        | 中畑町 1133           | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 東部第 3 配水池        | 心経寺町 430-7         | 監視、保守点検、修繕、薬品調達 |
|          | 東部第 2 水源         | 中畑町 1132           | 監視、保守点検、修繕、薬品調達 |
|          | 東部第 4 水源         | 心経寺町 440-2         | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 東部第 7 水源         | 心経寺町 430-5         | 監視、保守点検、修繕      |
|          | 南部第 1 配水池        | 右左口町 14            | 監視、保守点検、修繕、薬品調達 |
|          | 南部第 2 水源         | 右左口町 14            | 監視、保守点検、修繕      |
| 南部第 3 水源 | 右左口町 3939、3441-3 | 監視、保守点検、修繕         |                 |

別表 2 (第 2 4 条関係)

## 各浄水場施設能力及び運転管理指標値

| 施設名   | 施設能力                | 取水量                 |                     | 配水量                 |                     |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|       |                     | 日平均値                | 日最大値                | 日平均値                | 日最大値                |
|       | (m <sup>3</sup> /日) |
| 平瀬浄水場 | 126,400             | 76,362              | 82,629              | 70,398              | 79,862              |
| 昭和浄水場 | 60,000              | 21,882              | 26,350              | 18,672              | 23,700              |

注) 平成 2 8 年度の運転管理実績。

別表3 (第24条関係)

## 水質計器類

| NO | 名称       | 設置場所   | 設定スパン              | 備考                |
|----|----------|--------|--------------------|-------------------|
| 1  | 沈砂池濁度計   | 沈砂池    | 0~200度<br>0~2,000度 | 2レンジ自動切替<br>沈砂池採水 |
| 2  | 原水異常高濁度計 | 水質試験室  | 0~2,000度           | 着水井採水             |
| 3  | 原水高濁度計   | 水質試験室  | 0~200度             | 着水井採水             |
| 4  | 原水低濁度計   | 水質試験室  | 0~50度              | 着水井採水             |
| 5  | 沈澱水中間濁度計 | 水質試験室  | 0~10度              | 1系沈澱池中間採水         |
| 6  | 沈澱水中間濁度計 | 水質試験室  | 0~10度              | 2系沈澱池中間採水         |
| 7  | 沈澱水中間濁度計 | 水質試験室  | 0~10度              | 3系沈澱池中間採水         |
| 8  | 沈澱水出口濁度計 | 水質試験室  | 0~5度               | 1系沈澱池出口採水         |
| 9  | 沈澱水出口濁度計 | 水質試験室  | 0~5度               | 2系沈澱池出口採水         |
| 10 | 沈澱水出口濁度計 | 水質試験室  | 0~5度               | 3系沈澱池出口採水         |
| 11 | ろ過水濁度計   | 水質試験室  | 0~5度               | ろ過池採水             |
| 12 | 浄水色濁度計   | 水質試験室  | 色度 0~5度<br>濁度 0~2度 | 浄水池採水             |
| 13 | 高感度濁度計   | 水質試験室  | 0.001度まで測定可能       | ろ過池採水             |
| 14 | 放流水濁度計   | 汚泥処理棟南 | 0~500度             | 放流施設採水            |
| 15 | 原水pH計    | 水質試験室  | 2~12               | 着水井採水             |
| 16 | ろ過水pH計   | 水質試験室  | 2~12               | ろ過池採水             |
| 17 | 放流水pH計   | 汚泥処理棟南 | 2~12               | 放流施設採水            |
| 18 | 原水アルカリ度計 | 水質試験室  | 0~100mg/l          | 着水井採水             |
| 19 | ろ過水残塩計   | 水質試験室  | 0~10mg/l           | ろ過池採水             |
| 20 | 浄水残塩計    | 水質試験室  | 0~10mg/l           | 浄水池採水             |
| 21 | 沈砂池導電率計  | 沈砂池    | —                  | 沈砂池採水             |
| 22 | 原水導電率計   | 水質試験室  | —                  | 着水井採水             |
| 23 | チオ硫酸注入設備 | 水質試験室  | —                  | —                 |
| 22 | 安全モニタ    | 監視室    | —                  | 沈澱池採水             |
| 23 | 安全モニタ    | 沈砂池    | —                  | 沈砂池採水             |
| 24 | 油膜検知器    | 取水口    | —                  | —                 |